

瀬戸大橋塔頂体験ツアー予約管理等業務 プロポーザル募集要項

2024年11月

本州四国連絡高速道路株式会社

目次（最後に調整）

I.	事業の目的	1
1.	事業の名称	1
2.	事業の目的	1
II.	事業の概要	1
1.	事業内容	1
2.	事業期間（契約予定期間）	1
3.	見積上限額について	1
4.	本事業実施者の選定に関する契約等について	1
5.	費用負担等	2
6.	プロポーザルの概要	2
III.	問合せ及び提出先	7

I 事業の目的

1. 事業の名称

瀬戸大橋塔頂体験ツアー予約管理等業務

2. 事業の目的

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四高速」という。）は、会社の事業への理解をお客様に深めていただくとともに、橋梁の建設や管理の技術にも関心を持っていただき、さらに、瀬戸内地域の観光コンテンツのひとつとして、地域の魅力向上に貢献する目的で、インフラツアーやイベントを実施しているところである。

この度、北備讃瀬戸大橋を使用した塔頂体験ツアー（瀬戸大橋スカイツアーや、運営効率向上を図るため、予約管理等を委託する事業者を募集する。

瀬戸大橋塔頂体験ツアー予約管理等業務プロポーザル募集（以下「本プロポーザル」という。）は、本事業を行う事業者（以下「本事業実施者」という。）を選定するものであり、瀬戸大橋塔頂体験ツアー予約管理等業務プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）においてその実施内容や手続き等について示す。

II 事業の概要

1. 事業内容

別添「仕様書」のとおり

2. 事業期間（契約予定期間）

2025年2月1日から2026年2月28日までとする。

なお、業務状況が良好な場合、初回契約期間終了日の翌日から2028年2月28日までを最長として、1年毎で随意にて契約の更新を行うことができる。

3. 見積上限額について

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、契約は単価契約とし、支払いについては、毎月の催行実績に基づき、月締め、翌月末払いにて実施する予定。

4. 本事業実施者の選定に関する契約等について

本事業においては、本四高速が審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。（具体的な手続き等については、6.(2)6) 審査基準参照。）本四高速は優先交渉権者との間で、事業を実施する者として契約（以下「本契約」という。）を別途締結する。本契約で

は、施設利用における注意事項に関する事項等を規定することを想定している。

5. 費用負担等

本事業実施にかかる費用については、仕様書に記載のとおり分担する。

6. プロポーザルの概要

(1) 参加資格要件

- 1) 次の各号の一に該当する者でないこと
 - ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び被破産者で復権を得ない者
 - ② 過去2年以内において次のイ～チまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 本四高速に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四高速に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者
 - ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 2) 過去2年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと又は事業提案書の提出期限の日から事業提案書が特定された日までの期間に、他の発注機関から業務を実施する地域又は地域の一部において、指名停止等を受けている期間中である者でないこと若しくは「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四高速達平成17年第48号）に基づき、業務を実施する地域又は地域の一部において、指名停止を受けている期間中である者でないこと
- 3) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと
- 4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと
- 5) 事業提案書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別表第9号様式（その3、その3の2又はその3の3のいずれか。））の写しを提出できる者であること
- 6) 事業提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと
- 7) ①香川県内に、事業拠点（本社・支社・営業所等）を有する者
②旅行業免許を取得しており、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会に加盟していること。
③平成31年度以降において、観光商品を自社が運営するWEBサイト上で、事前決済手続きを含めて実施した実績を証明できる者

(2) 提出書類及び提案事項について

1) 提出書類及び提案事項

提出書類については、以下の書類を提出すること。

様式	資料名	摘要
1号	申込書	
2号	現地見学会 申込書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 与島パーキングエリアでの現地見学会を、12月13日に実施を予定しています。実施方法の詳細は、参加申込者に対して通知します。 ➤ 現地見学会申込書を、以下に掲載する締め切りまでに、「III 問合せ及び提出先」に記載の電子メールアドレスに、提出してください。 ➤ 見学は原則として、1応募者につき、60分以内、1回限りとします。
3号	募集要項に 関する質問書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 質問書を、本募集要項等について質問がある場合は、以下に掲載する締め切りまでに、「III 問合せ及び提出先」に記載の電子メールアドレスに、提出してください。
4号	事業提案書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ A4版とし、10ページ以内としてください。なお、2~5.については、任意の様式を使用いただいても差し支えございません。 ➤ 応募者の名称を伏せた副本を作成ください。 ➤ 提案には以下の項目を含めてください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 見積書（様式をお使いください） 2. 予約管理・お客様対応 3. ツアーのプロモーション及び販売 4. ツアー準備 5. 関連実績・資格要件
5号	法人概要書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法人概要、関連実績概要のわかる資料等を併せて提出してください。
6号	ヒアリング 出席者報告書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ヒアリング出席者報告書を、以下に掲載する締め切りまでに、「III 問合せ及び提出先」に記載の電子メールアドレスに、提出してください。
原本	印鑑登録証明書	
原本	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申込書の受付日を基準日として、3か月以内に発行された、下記の納税証明書（未納がないことの証明）を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①法人税、消費税及び地方消費税 原本 ➤ ②法人所在地の都道府県税 ➤ ③法人所在地の市町村税 ➤ ④都道府県税

2) 実施スケジュール・提出期限

項目	日程
募集要項の配布	2024年12月6日（金）～12月23日（月）

現地見学会	2024年12月13日（金） ※申込締切：12月10日（火）17:00
質問の受付	2024年12月6日（金）～12月16日（月）
質問に対する回答	2024年12月18日（水）掲載
提出書類受付期間	2024年12月19日（木）～12月23日（月）
ヒアリング	2024年12月下旬予定
優先交渉権者の決定	2024年12月下旬予定

3) 事業提案書の提出

受付期間：2024年12月19日（木）～12月23日（月）17:00

提出方法：電子メールにて、「III 問合せ及び提出先」に掲げるメールアドレスまで、提出すること。なお、提出後、ファイル受領の確認を電話にて行うこと。また、編集可能なデータ形式とPDF形式の双方を提出すること。

ただし、本四高速の承諾を得た場合に限り、書面での提出に代えることができる。

4) 質疑応答

ア) 質問方法

受付期間：2024年12月6日（金）～12月16日（月）

提出方法：電子メールにて、「III 問合せ及び提出先」に掲げるメールアドレスまで、提出すること。

※電子メール以外の方法（口頭、電話、持参、郵送、FAX等）での提出や指定様式以外での質問は受け付けません。

※受付期間以外の質問には、原則として回答しません。

イ) 質問書への回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、ホームページにて公開します。

掲載期間：2024年12月18日（水）～12月23日（月）

5) 選定方法

提出書類の審査は、審査基準に基づき、本四高速において、審査を行い、審査内容をもって、本四高速において、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する（応募者が1者の場合は 6) 審査基準参照。）。

6) 審査基準

選定にあたっては、以下の審査基準に基づき、各審査を行う。全ての審査委員の採点結果を合計し、最大得点数となった応募者及び第二位となった応募者をそれぞれ優先交渉権者及び次点交渉権者として選定する。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合には次点交渉権者と契約を締結すること

がある。

最大得点数となる応募者の得点率が 50%以下の場合、応募者が 1 者のみであった場合等においては、原則優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない。ただし、審査委員会での意見等を踏まえて、当該応募者と実施内容等について協議の上で、優先交渉権者として選定することがある。

【審査基準】

項目	評価の視点	配点
1. 見積		15
見積	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 概算金額に示した参考業務規模以内での見積となっているか ➤ 見積の項目や価格は妥当か 	15
2. 予約管理・お客様対応		30
予約管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤瀬戸大橋塔頂体験ツアーの催行条件に基づいた予約受付・管理体制が整っているか ➤本四高速との催行日程管理の調整体制が整っているか ➤案内ガイドとの催行に関する情報共有が適切に行われるか 	15
お客様対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤お客様や旅行会社からの問い合わせに対し、対応が可能な体制が整っているか。 	15
3. ツアーのプロモーション及び販売		30
プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ➤プロモーション方法は効率的かつ効果的であるか ➤プロモーションの費用は妥当か 	15
販売	<ul style="list-style-type: none"> ➤個人客への販売体制は整っているか ➤旅行会社への販売など、団体での誘客が期待できる体制が整っているか。 ➤クレジットカード等のキャッシュレス対応や事前決済・当日受付かつ現地決済の仕組みは整っているか 	15
4. ツアー準備・報告		15
ツアー準備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ツアーチの準備や片付けの体制は整っているか。 	10
報告	<ul style="list-style-type: none"> ➤参加人数や年齢・性別などの属性情報をまとめ、本四高速へ報告する体制が整っているか 	5
5. 関連実績・資格要件		10
関連実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤実績を証明できるか。 	5
地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ➤事業拠点（本社・支社・営業所等）の有無 	5
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ➤旅行業登録の有無 	
合計		100

7) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者に特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。

選定結果は、2025年1月上旬に本四高速ホームページにおいて公表する。) 提出した提案書において優先交渉権者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、本四高速代表取締役社長から通知します。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、本四高速代表取締役社長に対して非特定理由について説明を求めるすることができます。

上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に書面により行います。

非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

① 受付場所：「III 問合せ及び提出先」の提出先と同じ

② 受付期間：10時00分～16時00分

（3）本事業提案書作成等における留意事項

- 1) 提出された書類については、原則として変更できないものとする。また、提案書類は返却しない。
- 2) 提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとときは、本四高速は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- 3) また、契約に至らなかった応募者の提案については、本四高速が本事業実施者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。
- 4) 提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側が負担するものとする。
- 5) 本事業の実施にあたって知り得た秘密情報を本事業の目的以外のために使用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- 6) 本プロポーザルに関して、本四高速の社員に対して働きかけ等を行った場合は、失格とする。
- 7) なお、提案内容について事務局による内容確認や審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。
- 8) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- 9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、本四高速との契約関係を生じるものではない。
- 10) 企画競争参加資格の認定において、業務経歴、信用度等を確認できない場合においては、提案者へ登記事項証明書の写し等の提出を求めることがある。
- 11) 外国事業者の提出注意事項

- ① 納税証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。ただし、納税に関する証明がない場合は、省略することも可能とする。
- ② 申請書類は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

III 問合せ及び提出先

〒651-0088

神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル

本州四国連絡高速道路株式会社

瀬戸大橋塔頂体験ツアー予約管理等業務 受付窓口

メール : infra@jb-honshi.co.jp

電話番号 : 078-291-1077